

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
1	7	2	2	3			撤去工事 「※杭基礎は原則、全て撤去対象とする。」とありますが、撤去すべき杭基礎の諸条件（本数・場所・材質・深さ・等）は全てご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、図面が現存していないものについては参考として想定図を提示しています。数量については、開示資料（追加分）に示します。	
2	8	2	3	2	2)		事業範囲 公開資料を確認できていないところ恐れ入りますが、合流雨水ポンプ設備を増設する予定のA棟の図面は公開資料に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	8	2	4				事業期間 「7年間で想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である。」とありますが、工期短縮は提案書の評価項目になるとの理解でよろしいでしょうか。	評価の具体的な内容については、お答えできません。	
4	8	2	4				事業期間 設計・建設期間（7年間で想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である。）とありますが、対象施設毎の厳守すべき期限はございますでしょうか。	対象施設毎の厳守すべき期限はありません。	
5	8	2	4				機器費のインフレスライド 設計・建設期間は約7年間であり、長期となっていますので、建設資材や労務費の上昇が懸念されます。 特に機械設備工事と電気設備工事については、事業期間の後段となり物価高騰の影響がより大きくなることに加えて、機器費のスライドのルールは一般的な契約約款には記載がないため、将来的に発注者と事業者間で論争になることが懸念されます。 そのため設計・建設工事請負契約書（案）において、機器費のスライドのルールについて明確化いただけます様ご検討をお願いいたします。	機器費については、材料や燃料等の価格変動に必ずしも連動しないと考えられるため、機器費のインフレスライドに関するルールの明確化は難しいと考えています。	
6	18	3	2				関係法令及び基準・仕様等 本書に挙げられている関係法令及び基準・仕様の他に、貴市で定めている基準等があれば開示いただけないでしょうか。	特にありません	
7	20	3	2	2			基準、仕様等 基準、仕様等は「全て最新版とする」との記載ですが、本要求水準書(案)が公表された、令和6年2月14日時点における最新版との認識で宜しいでしょうか。	「全て最新版とする」の記載は、詳細設計時点の最新版を用いて頂くことを意図しています。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
8	26	3	3	1	1)		業務の対象 「事業者は、要求水準書（案）に規定した仕様またはそれを上回る水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。」と記載されております。事業者は要求水準書（案）に規定した仕様またはそれを上回る水準の仕様を常識的に読み取れる範囲で読み取り、競争的対話での確認を経て提案書類として提出します。 優先交渉権者に選定され契約締結後の設計図書作成時の協議において、提出した提案書に記載のない、事業者側から見て想定外の貴市からの新たなご要望事項については、設計変更協議対象として事業費及び工程の見直しがなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
9	26	3	3	1	1)		事業の対象 「事業者は、要求水準書（案）に規定した仕様またはそれを上回る水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。」と記載されていますが、法的、物理的など明確な根拠のある理由により要求水準を下回った提案をした場合は、要求水準未達と判定されないという理解でよろしいでしょうか。	前提条件が不明の為、回答しかねます。	
10	26	3	3	1	3)		業務の開始 本事業は、先行工事、本工事、撤去工事、仮設工事といったような複数の工事を行う必要があると考えます。実施設計を全体一括ではなく、分割もしくは部分的に貴市から承諾頂き施工着手することは可能でしょうか。	分割もしくは部分的な実施設計・承諾・施工は原則、認めません。なお、合理的な理由等があり、協議の上、市が認めた場合は、分割もしくは部分的な施工も可能です。	
11	26	3	3	1	3)		業務の開始 「事業者は、契約後、当該工事範囲の基本設計の見直し及び実施設計を行い、市の承諾を得て、本工事対象施設の施工に着手すること。」と記載されていますが、前提条件の変更、提供された資料から読み取れなかったもの、各種事前調査により判明した事項による見直しは設計変更協議対象になるという理解でよろしいでしょうか。	工事着手後の場合は、ご理解のとおりです。なお、工事着手前の場合は協議によります。	
12	26	3	3	1	4)		適用基準 設計時点での最新の版を用いることとありますが、ここでの設計時点とは契約後に行う実施設計を指し、提案期間中に改訂となった場合の改訂内容への対応についても別途協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
13	26	3	3	1	5)	本文	設計業務体制 3行目「担当技術者として、土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気の各担当をそれぞれ配置すること。」とありますが、各担当の兼務可否をお伺いいたします。	設計担当技術者は、兼任できません。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
14	26	3	3	1	5)		設計業務体制 「事業者は、設計業務の履行にあたり、設計業務全体を統括する技術者（以下「管理技術者」という。）、設計業務について照査を行う技術者（以下「照査技術者」という。）を配置すること。」と記載されていますが、この管理技術者と照査技術者は設計企業からしか選任できないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
15	26	3	3	1	5)		設計業務体制 「また、担当技術者として、土木、建築、建築機械、建築電気、機械、電気の各担当者をそれぞれ配置すること。」と記載されていますが、この担当技術者は建設企業からも選任ができるという理解でよろしいでしょうか。	設計担当技術者は、設計企業から選任して下さい。	
16	26	3	3	1	5)		設計業務体制 設計業務の担当技術者は、建設等JVの代表企業・構成企業の社員でも良い、との認識でよろしいでしょうか。	No. 15の回答をご参照ください。	
17	26	3	3	1	5)		設計業務体制 担当技術者「土木・建築・建築機械・建築電気・機械・電気」は兼任することが可能でしょうか。	No. 13の回答をご参照ください。	
18	27	3	3	1	7)	ア	設計図面 「事業者は、市の確認を受けた後、設計図書を市に3部提出するものとする。」と記載されていますが、設計図面のサイズは見開きA3サイズという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
19	27	3	3	1	7)	カ	保全に関する説明書 保全に関する説明書は、一般的に完成図書に含めて納入し、設計段階で納入する事は稀だと思いますので、今回は完成図書提出時のみの提出でよろしいでしょうか。	運転方法（案）は、設計段階で提出していただき、取扱説明書は完成図書提出時に提出してください。	
20	27	3	3	1	7)	ケ	完成予想図（カラー版） 「事業者は、市の確認を受けた後、設計図書を市に3部提出するものとする。」と記載されていますが、完成予想図（カラー版）のサイズはA3サイズという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
21	28	3	3	1	8)	イ	許可申請への対応 「確認申請等の許可申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は事業者において行うこと。許認可申請に必要な仕様等と要求水準書（案）の内容に食い違いが発生する場合は市と協議すること。」と記載されていますが、申請費用は事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
22	28	3	3	2	2)	ア	業務の範囲 記載内容を実現するため、契約後の実施設計時に必要な貴市資産情報（既設図面、既設調査結果等）を提示頂けることが前提という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
23	28	3	3	2	2)	イ	業務の範囲 当該工事で漁業協同組合との協議事項はございますでしょうか。必要な場合は対象となる組合名をご教示願います。	提案内容により異なると考えるため、一律の回答はいたしかねます。	
24	28	3	3	2	2)	エ	業務の範囲 施設整備期間中の「水等」で、雨水・汚水ポンプの現地性能試験に供する水は、「3.4.2性能保証事項1）施設能力」に記載内容と併せて解釈し、実雨水・実汚水を使用する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
25	28	3	3	2	2)	エ	業務の範囲 施設整備期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とありますが、性能試験における汚水、処理水の負担は市側と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
26	28	3	3	2	2)	カ	業務の範囲 工事記録とは何を指すかご教示願います。	工事情報や記録写真、工事台帳、図面、工程表等を指します。	
27	29	3	3	2	2)	コ	業務の範囲 「市が発注したその他の工事」について、工事名、工事内容、スケジュールがわかるもののご提示をお願い致します。	現時点の工事予定については、募集要項等に示します。	
28	29	3	3	2	2)	コ	業務の範囲 「市が発注したその他の工事」について、本工事期間内に予定されている関連工事をご教示願います。	No. 27の回答をご参照ください。	
29	29	3	3	2	2)	コ	業務の範囲 その他工事との調整とありますが、現状想定されているその他工事をご教示願います。	No. 27の回答をご参照ください。	
30	29	3	3	2	3)		現場代理人等 資格について複数の工種を有する監理技術者については、兼任が可能と考えてよろしいでしょうか。	管理技術者は専任とします。	
31	29	3	3	2	3)		現場代理人等 全ての工種において現場着手が行われていない設計業務期間は、専任は要しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
32	29	3	3	2	3)		現場代理人等 機械・電気においては、製作期間中の監理技術者と施工期間中の監理技術者は変更することができるとの認識でよろしいでしょうか。変更することが可能な場合、製作期間中の監理技術者は非専任でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
33	29	3	3	2	3)		現場代理人等 JV構成員が担う機械・電気の監理技術者については、各々の工種について施工が始まる期間からの専任でよろしいでしょうか。（土木・建築のみの施工が行われている期間は専任を要しない考えでよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
34	29	3	3	2	3)		「事業者は各工種・・・監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、設計業務のみを実施する期間には監理技術者を配置する必要がないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
35	29	3	3	2	3)		「事業者は各工種・・・監理技術者を専任させるものとする。」とありますが、機械と電気については、専任性を要する期間は現地工事期間のみであり、機器製作期間は専任性を要さないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
36	29	3	3	2	4)		工事関係書類で部数にご指定があるものは、募集要項公表時にご提示をお願い致します。	募集要項等に示します。	
37	29	3	3	2	4)		「（注記）その他、法令等に基づき必要とする書類や市が必要とする書類の提出を求めることがある。」と記載されていますが、募集要項公表時までに事業者が想定できないご要望（例えば竣工図一式A1サイズを10部など）に関しては、その都度、設計変更対象として協議していただけないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
38	30	3	3	2	5)		「市が修補の必要がある」とは、事業者が提案又は要求水準を満足していない状況、もしくはそれと同等の状況を示したものであるという理解でよろしいでしょうか。「修補」および「補修」は1.2 用語の定義に記載はありません。	ご理解のとおりです。	
39	30	3	3	2	6)		事業期間において、工事施工者が作業を行えない期間や日付がありますでしょうか。	現時点では、作業を行えない期間等は確定していません。	
40	32	3	3	2	12)		芝中ポンプ場、東部浄化センター周辺で時間帯による車両通行の制限はございますでしょうか。	現状において、特に制限はありません。	
41	37	3	4	1	1) 2)	ア ア	契約不適合責任期間が、 1) 設計：成果物の引渡しを受けた日からコンクリート躯体及び構造部分は10年、その他部分は5年、 2) 施工：引渡しを受けた日からコンクリート躯体部分は10年、その他部分は5年と、されていますが、本事業において性能試験や貴市による立会検査等のもとに施工されるものであり、厳重な確認がなされ、不適合部分はほとんど修補されて引渡しが行われるため、契約内容と不適合な部分が生ずるおそれは少ないと思慮します。長期間経過することで、施工上の瑕疵か使用上の瑕疵か判断が難しくなり、迅速に修補請求に応じることができなくなるのが懸念されます。したがって、契約不適合責任期間については「公共工事標準請負契約約款」に準じ、「引渡しを受けた日から2年以内（設備機器は1年）」としていただきたく存じます。	変更することは考えておりません。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
42	37	3	4		1)		「契約不適合とは、目的物が種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しないことをいう。」と記載されていますが、数量とは要求水準書(案)で示されているものに限るという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）及び提案書に示された数量が基準となります。	
43	37	3	4	1			コンクリート躯体部分およびその他部分について、責任期間が10年および5年と一般的な契約不適合責任の担保期間である2年より長く設定されておりますが、その意図をご教示頂けますようお願いいたします。	下水道施設の耐震性や耐水性等、常時において確認できないものがあるため、責任期間を長く設定しています。	
44	38	3	4	3	2)		保証期間中の点検調査とは、日常点検ではなく初期不良に対する点検調査の認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
45	38	3	4	4			A棟雨水ポンプを増設後、C棟合流雨水ポンプを撤去した後に、降雨状況によっては増設したA棟雨水ポンプを運転する必要が生じる可能性があると考えます。部分引き渡しを行わない場合の管理について、優先交渉権者の選定後に協議をお願いします。	ご意見として承ります。	
46	38	3	4	4			「原則として、部分引渡しは行わない。」との記載ですが、稼働中のA棟の増設工事においても部分引渡しをせず、その他事業対象となる施設含めてのお引き渡しになるという認識でしょうか。	ご理解のとおりです。	
47	38	3	4	4			「原則として、部分引渡しは行わない。」との記載ですが、増設工事完了から引き渡しまでの期間が長期に及び、その間において不可抗力等が働いた場合の負担は貴市の負担において、補修等を実施するという認識でしょうか。事業者によるものか、不可抗力によるものか所掌を明確にするためにも、A棟の増設完了後には部分的な完成検査等を行うことは可能でしょうか。	前段については、不可抗力等による場合は、リスク分担（実施方針（案）別紙1）によります。後段については、ご意見として承ります。	
48	42	4	2	1	表 4.5		電気棟 備考欄 新設（既存電気設備の撤去を含む）と記載がございますが、芝中ポンプ場の既設の変電設備、自家発電設備、負荷設備、監視制御設備の撤去を行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
49	42	4	2	1		表4.5 対象施設 電気棟	新設（既存電気設備の撤去を含む）とあります。東部浄化センターの施設撤去に伴うものと判断しています。一方で、芝中ポンプ場のC,D棟の廃止に伴う電気設備の撤去等は発生せず、貴市が既設受電盤の遮断器を遮断して撤去まで休止させる。との理解で宜しいでしょうか。	電気棟新設に伴い芝中ポンプ場（A棟、B棟）の既存電気設備が撤去対象となります。また、C棟、D棟の廃止（休止）に伴いC棟、D棟内の配線類の撤去も本事業に含まれます。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
50	43	4	2	1			「表4.6管渠施設の設計概要」内の「合流下水管 布設替(既設φ1200)」は、合汚更生管φ1100からG-11人孔に接続する管に該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
51	43	4	2	1	2)		雨天時の流入変動データの提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、流入変動については、開示資料の「汚水ポンプ及び雨水ポンプの運転データ」をご参照ください。	
52	43	4	2	1	6)		「雨水ポンプ設備は、無人運転（ポンプ起動後、現場に駆け付ける）ができるようにすること。なお、エンジンポンプを無人で運転する場合の条件等について、所轄消防署と協議し確認すること。」と記載されていますが、契約後の協議において事前協議内容とは違う指導事項への対応は設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
53	43	4	2	1	6)		「雨水ポンプ設備は、無人運転（ポンプ起動後、現場に駆け付ける）ができるようにすること。なお、エンジンポンプを無人で運転する場合の条件等について、所轄消防署と協議し確認すること。」と記載されていますが、維持管理者が現場に駆け付けるまでの所用時間（想定）をご教示いただけないでしょうか。	30分以内を想定しています。	
54	43	4	2	1	6)		「雨水ポンプ設備は、無人運転（ポンプ起動後、現場に駆け付ける）ができるようにすること。なお、エンジンポンプを無人で運転する場合の条件等について、所轄消防署と協議し確認すること。」と記載されていますが、維持管理者が現場に駆け付けるまでの所用時間（想定）をご教示願います。	No. 53の回答をご参照ください。	
55	43	4	2	1	8)		本施設以外の想定される沈砂の最大量は、「4.7.3沈砂設備 表4.14沈砂設備の搬入実績」を参照する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
56	43	4	2	1	9)		工事期間中において施設機能を維持するための計画をおこなうにあたり、取水期の施工条件等、特別な施工条件をご教示願います。	募集要項等に示します。	
57	44	4	2	1	10)		残土処分は王子公共残土処分場となっていますが、車両通行ルート、近隣施設による時間指定等制限はございますでしょうか。	現時点では、把握していません。	
58	44	4	2	1	11)		合流・分流汚水幹線、芝中ポンプ場合流汚水・雨水ポンプ棟（C棟）及び分流汚水ポンプ棟（D棟）は本事業完了以降に撤去予定（別途工事）である。とあります。C、D棟の電気設備の撤去等は今回工事に含まれず、適切な箇所の遮断器を貴市で遮断されて撤去まで休止させるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 49の回答をご参照ください。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
59	44	4	2	1	11)		別途工事として撤去予定のNo.1, 2系反応タンク、最終沈殿池については令和6～7年度に撤去予定であり、撤去跡地は本事業の施工ヤードとして利用可能である。とのことですが、別事業となっている撤去工事に遅延が生じ、本事業に影響が生じた場合は、工程および工費について協議の上変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
60	44	4	2	1	12)		既設管渠や既設人孔の構造図は、今後開示予定の「芝中送水管縦断（スキャン）」に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、開示資料に、既設送水管の平面図、縦断面図を含みますが、構造配筋図等はありません。	
61	44	4	2	1	13)		地質調査報告書等に示される地層想定断面図は参考資料として取り扱うこと。とありますが、実施方針(案)別紙1リスク分担に関する基本的な考え方「No.34 市による地形・地質調査に関するもの」のリスク負担は貴市となっております。入札時は当該資料を正とし、追加で実施した地質調査の結果と、提示された地質調査の結果が異なる場合、協議の上変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、提案内容によっては協議事項となります。	
62	44	4	2	1	13)		「地下埋設物調査は実施時から年数が経過しているため、現況と相違している可能性があることに留意。」とありますが公表された資料以外に埋設物が確認され工程・工費に影響が生じた場合は協議の上変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	埋設物は、事業者が提案内容により適時確認することとなりますが、確認が不可能であった場合は、ご理解のとおりです。	
63	45	4	2	1	14)		表4.11記載の「浄化センター等建材中アスベスト調査分析業務委託」について、開示資料一覧には、上記の調査資料の記載がございませんが、別途資料を公表頂けるといふことで宜しいでしょうか。また、汚泥ポンプ室、処理水再利用施設、塩素混和池については、調査未実施とのこと、アスベストが確認できた場合は協議の上変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。開示資料（追加分）に示します。後段については、ご理解のとおりです。	
64	45	4	2	2	2)		「本施設は、耐水化計画に準拠し、流入管から計画地盤高（本ポンプ場：C. D. L+6.00m、芝中ポンプ場：C. D. L+5.40m）まで浸水した場合の安全性を確保すること。」と記載されていますが、現状の既存施設での津波及び浸水対策について具体的にご教示願います。	既存施設での津波・浸水対策は未実施です。	
65	45	4	2	3			塩害対策を行うこととありますが、流入水の塩害対策は必要でしょうか。必要な場合は流入水の成分データはいただけますでしょうか。	流入水の塩害対策は不要と考えています。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
66	45	4	2	3			「本ポンプ場（本処理場）の敷地境界は、海岸線から約 40m、また、芝中ポンプ場の敷地境界は海岸線から約 210m の位置にあるため、それぞれ必要な塩害対策を行うこと。」と記載されていますが、現状の既存施設での塩害対策について具体的にご教示願います。	現状は、屋外電気盤等については、SUS製や塗装膜厚等にて耐塩対策としています。また、PAS等は重耐塩仕様のものを使用しています。	
67	45	4	2	3			海岸線から敷地境界の距離が記載されておりますが、塩害対策については、敷地境界からの距離で施設内の全施設の塩害対策区分を統一するという認識で宜しいでしょうか。もしくは、各施設毎の距離に応じて、対策区分を設定することも可能でしょうか。	海岸線から敷地境界までの距離で施設内の全施設の塩害対策区分を統一願います。	
68	46	4	2	4	2)		管渠工事は公道での作業となり交通規制を伴いますが、警察協議資料があれば開示願います。	本事業の管渠工事に関する警察協議（道路占用許可等）は未実施のため、協議資料等はありません。	
69	46	4	2	4	3)		「現場事務所に監督員事務室を配置し」とありますが、現場事務所建物内に含む構造でよろしいでしょうか。それとも別棟に設置する必要があるのでしょうか。	監督員事務室は、現場事務所建物内に含む構造で構いません。	
70	46	4	2	4	3)		「現場事務所に監督員事務室を配置し」とありますが、必要床面積についてご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。なお、監督員事務室の必要床面積は、15㎡程度として下さい。	
71	46	4	2	4	3)		監督員事務室の詳細は貴市との協議によるとなっておりますが、見積が可能となるよう現状で想定される監督員等の人数、執務機の数等をご提示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。なお、監督員等の人数は2人、執務機2台としてご検討下さい。	
72	46	4	2	4	3)		「現場事務所に監督員事務室を配置し、電気、水道、電話、インターネット接続、空調設備、事務机、書棚、作業机、ロッカー、安全用具等必要な備品を設置することとし、規模、数量等の詳細は市と協議の上、決定すること。なお、施工管理用の会議スペースを確保すること。」と記載されていますが、想定されている仕様、数量、広さなどを募集要項公表時にご提示をお願い致します。	No. 69、70、71の回答をご参照ください。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
73	47	4	3	1	9)		事前・事後調査 その他本工事に必要な調査について、開示された資料から必要と合理的に判断される調査と理解してよろしいでしょうか。また、提案時に予想することが困難で、事業締結後に新たに必要となった調査については設計変更対象としていただけると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
74	47	4	3	1			事前・事後調査 近隣工事の施工例から、不発弾調査及びその対策等について提案時は見込まないで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
75	47	4	3	1			事前・事後調査 家屋調査、周辺環境調査、電波障害調査の対象範囲をご教示願います。	ご提案内容に応じて、現地確認・市協議の上、対象範囲を設定してください。	
76	47	4	3	1			事前・事後調査 事前調査結果により、設計・施工に影響を及ぼすことが判明した場合は、貴市による費用負担という理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案内容とその調査結果により、設計変更対象となるか協議の上決定したいと考えています	
77	47	4	3	1			事前・事後調査 事前調査結果を行い影響がない場合において、計画通り設計・施工を行ったが、その後の事後調査において、事業者の責によらない変更が生じ、影響が生じた場合のリスクは市の負担と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案内容とその調査結果により、市の負担となるか協議の上決定したいと考えています	
78	47	4	3	1	3)		地下埋設物調査 事前調査では予想しえない障害物が出現し、補助工法の追加等が必要となった場合、協議の上変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
79	47	4	3	1	4)		土壌汚染調査 土壌汚染調査を行った結果、土壌汚染が確認された場合は設計変更対象になるという認識で宜しいでしょうか。また、過去に実施した土壌汚染調査資料等はございますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、過去の資料はございません。	
80	47	4	3	1	10)	ア	事前・事後調査 追加調査等については、事業者の負担。とありますが、4.2.1 本施設として確保すべき機能のうち、設計上の留意事項 13)には、貴市の実施している土質調査報告書等に示される地層想定断面図は、参考資料として取り扱うこと、とありますが、貴市から貸与頂く資料は設計根拠として良いと考えてよろしいでしょうか。	市と協議し合意を得た上で、根拠資料として下さい。	
81	47	4	3	2			基本設計の見直し 要求水準以上の基本設計の見直しについては、協議の上変更の対象という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
82	47	4	3	2	1)		基本設計の見直し 「事業者は、技術提案書で提案した内容に基づき基本設計の見直しを行うこと。また、事前調査により新たに把握できた事項については、基本設計の見直しに反映すること。」と記載されていますが、契約後の事前調査により新たに把握できた事項に対する設計業務の変更は、設計変更対象としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
83	49	4	4	1	3)		一般事項 維持管理車両と工事車両の場内動線を明確に区分とありますが、別の動線での動線計画が必要でしょうか。それとも、交通誘導員等を配置し安全に車両通行が可能であれば、同様の動線にて車両通行を行うことも可能でしょうか。	原則、維持管理車両と工事車両の場内動線を明確に区分して下さい。なお、十分安全が確保される場合、協議の上、同様の動線にて車両通行を可とします。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
84	49	4	4	1	3)		一般事項 維持管理車両と工事車両の場内動線を明確に区分とありますが、工事車両の敷地内への出入り口に指定等ありますでしょうか。また、搬出入車両に関して台数制限があるでしょうか。台数制限がない場合、周辺住民対応により台数制限が設けられた場合、工期、設計変更等の対象になるでしょうか。	募集要項等に示します。なお、現状において台数制限はありませんが、周辺対応等により台数制限が設けられた場合は、協議とします。	
85	49	4	4	1	3)		一般事項 建設期間中の維持管理車両において、想定される車両、頻度、時間についてご教示願います。	開示資料（追加分）に示します。	
86	49	4	4	1	4)		一般事項 移設が必要となった場合の費用に関しては別途協議という認識で宜しいでしょうか。	提案内容により移設が必要となった場合は、移設費用を事前に見込んでください。	
87	49	4	4	2	1)		躯体構造 本要件に該当する施設は、新設および増設する部位を対象と考え、既設構造物に対しては適用外との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
88	49	4	4	2	2)		躯体の劣化対策 本要件に該当する施設は、新設および増設する部位を対象と考え、既設構造物に対しては適用外との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
89	49	4	4	2	2)		躯体の劣化対策 構造物の経年劣化について、耐用年数の指定はございますでしょうか。	耐用年数の指定はありません。なお、ストックマネジメント計画における土木構造物（躯体）の目標耐用年数は75年としています。	
90	49	4	4	2	2)		躯体の劣化対策 「施設的环境条件に応じて躯体の劣化対策」とありますが、「施設的环境条件」について具体的にご教授ください。	硫化水素や塩害等により腐食し易い環境条件を想定しています。	
91	50	4	4	2	12)		水害対策 要求水準書(案)に記載の想定される水害とは、4.2.2 2)に記載の、流入管からの浸水を考慮した対策を考慮することという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
92	51	4	4	3	7)		導水管 「地震発生に伴う被災時や補修点検等の長期停止期間においても導水機能を確保するため、代替施設等を考慮すること。」とありますが、考慮すべき施設範囲をご教示いただけないでしょうか。	長期停止期間において最低限の導水機能を確保するための代替施設や代替機能についての提案を想定しています。	
93	51	4	4	3	7)		導水管 地震発生に伴う被災時や補修点検等の長期停止期間においても導水機能を確保するために、代替施設等を考慮する。とありますが、基準類で設定される耐震性能を満足するだけでなく、代替施設の設置が必要という認識でしょうか。	No. 92の回答をご参照ください。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
94	51	4	4	3	7)		導水管	長期停止期間の代替え施設について、想定される具体的な対策についてご教示ください。	提案内容となるため、具体的な対策については提示出来ません。
95	51	4	4	3	8)		導水管の布設ルート	「将来の再構築（建替え）において、導水管の切回しや移設等を安全に行えるよう計画」とありますが、将来の建替え計画は開示されるのでしょうか。	現時点で建替え計画はありません。
96	51	4	4	4	2)	ア	場内整備	場内を走行する車両は表4.5洗砂設備搬入車両・搬出車両の大きさに記載の、搬出入車両を想定すれば宜しいでしょうか。	募集要項等に示します。なお、維持管理車両に加えて、設備更新時の機器搬出入車両を考慮して下さい。
97	51	4	4	4	2)	ウ	場内整備	「既存の道路側溝や暗渠排水管などの場内排水施設の系統及び断面仕様、また既存の放流先状況を確認した上で場内の接続先を設定し、適切に設計・施工すること。」とありますが、場内排水に関する流量計算等の資料提示があるという認識で宜しいでしょうか。	開示資料(追加分)に示します。
98	52	4	4	6			留意事項	必要な補強等が必要となった場合の費用に関しては別途協議という認識で宜しいでしょうか。	提案内容(増設機器荷重)及び既設構造(耐震診断計算書)を踏まえ、必要に応じて補強費をご提案下さい。なお、契約後の調査等により、新たに補強が必要となった場合は、別途協議とします。
99	52	4	4	6	1)		留意事項	設備の増設に際して、常時における土木躯体の構造性能を確認し必要な補強を行うとのことですが、増設する施設の構造計算書が開示されるという認識で宜しいでしょうか。	開示済資料(耐震診断計算書)をご確認下さい。
100	52	4	4	6	1)		留意事項	設備の増設に際して、常時における土木躯体の構造性能を確認し、不足する場合は必要な補強等を行うこと。とありますが、ここに記載の土木躯体の範囲についてご教示願います。	合流雨水ポンプ棟(A棟)の流入渠、沈砂池、ポンプ室(ポンプ井)を想定しています。
101	52	4	4	6	1)		留意事項	土木躯体は杭を含まないものという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	53	4	5	1	3)		一般事項	公道上での工事となることから近隣との協議が必要ですが、提案段階での協議は不可能です。提案では想定できる対策を見込むことで良いか。	ご理解のとおりです。
103	53	4	5	1	6)		一般事項	既設管渠の流下状況(晴天時、雨天時)についてご教示願います。	既設管渠の流下状況については、開示資料(ポンプ場運転実績)から想定して下さい。

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
104	53	4	5	2	4)		送水管 耐震性能については、「重要な幹線等」に求められる耐震性能を満足する必要があるとのことで、レベル2地震動においては液状化対策を行う必要があるかと思いますが、既存の地質調査結果からは想定できない液状化においては、協議の上変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
105	53	4	5	2	7)		送水管 「二次製品の利用に際しては、…適切な防食、防護等の劣化対策を講ずること。」とありますが、想定される具体的な劣化対策についてご教示願います。	提案内容となるため、具体的な対策については提示出来ません。	
106	55	4	5	4	2)		支障物移転 「支障物の移転が必要となった場合の移転費用については、事業者が負担」とありますが、現時点の項目についてご教授願います。	提案内容によりますので、回答しかねます。	
107	55	4	5	4	2)		留意事項 送水管において、支障物の移転が必要となった場合の移転費用は、事業者にて負担とありますが、試掘調査等において既存資料から想定できない支障物が確認された場合は、協議の上変更の対象と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
108	56	4	6	2	1)	ア	基本方針 本処理場における維持管理は何人体制で行う計画なのかご教示願います。	運転班は1勤務2人体制での3交替です。	
109	56	4	6	2	1)	カ	一般事項 「各諸室のスペース及び配置は、日常的な維持管理作業における動線、設備等の改築更新、補修、整備作業及び工事所要スペースを確保した計画とすること。」と記載されていますが、現状の維持管理動線、各諸室のスペース、配置等、貴市として本事業に見込むべき条件を具体的にご教示願います。	募集要項等に示します。なお、現状の維持管理動線は開示資料（追加分）に示します。	
110	56	4	6	2	1)	ク	一般事項 「市職員のほか維持管理作業員、見学者等外来者の動線、入室範囲等セキュリティ対策を考慮すること。」と記載されていますが、現状の市職員や維持管理作業員の人数、班体制、見学者等外来者の実績人数、既設施設のセキュリティ対策等、貴市として本事業に見込むべき条件を具体的にご教示願います。	募集要項等に示します。なお、現状の維持管理体制は、運転班は1勤務2人体制での3交替です。また、見学者実績は年平均約280人です。セキュリティ対策について機械警備等は現状ありません。	
111	57	4	6	3	2)		車両動線 「各種受入車両、搬出車両、機器搬入車両の進入を考慮した動線計画とする。」と記載されていますが、現状の各種受入車両、搬出車両、機器搬入車両の動線、一日当たりの台数等、貴市として本事業に見込むべき条件を具体的にご教示願います。	開示資料（追加分）に示します。	
112	57	4	6	3	2)		車輛動線 駐車場の整備が必要な場合、何台分の駐車スペースが必要でしょうか。	駐車スペースは不要です。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
113	57	4	6	3	3)		維持管理動線 「設備機器の日常維持管理を効率的に実行可能な動線計画とする。」と記載されていますが、現状の設備機器の日常維持管理動線等、貴市として本事業に見込むべき条件を具体的にご教示願います。	募集要項等に示します。なお、現状の維持管理動線は開示資料（追加分）に示します。	
114	57	4	6	4	1)	ウ	基本方針 監視室のスペースを検討するため、想定する維持管理人数があればご教示ください。	募集要項等に示します。なお、維持管理人員は2～4人程度を想定しています。	
115	57	4	6	4	2)	イ	本ポンプ場 「作業員控室として改修できるようにすること。」と記載されていますが、予め具備しておく設備等があればご教示願います。（空調設備等）	募集要項等に示します。	
116	57	4	6	4	2)	ア	ポンプ場 4.2.2 地震・津波及び浸水に対する安全性の確保 2) 津波及び浸水 に、本施設は、耐水化計画に準拠し、流入管から計画地盤高（本ポンプ場：C.D.L+6.00m、芝中ポンプ場：C.D.L+5.40m）まで浸水した場合の安全性を確保すること。とあるが、同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
117	57	4	6	4	3)	ア	電気棟（芝中ポンプ場） 作業員控室のスペースを検討するため、想定する維持管理人数があればご教示ください。	募集要項等に示します。なお、維持管理人員は2人程度を想定しています。	
118	57	4	6	4	3)	ア	平面計画 「雨天時の運転・待機のため、作業員控室（又は作業員待機スペース）を設けること。」とありますが、最低限必要な床面積、仮眠室や湯沸室の必要無をご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。なお、2人程度の作業員が待機できるスペースの確保を想定しています。仮眠室、湯沸室は不要です。	
119	58	4	6	7	3)	イ	電気棟（芝中ポンプ場） 将来的な再構築を考慮して鉄骨造とすること。とありますが、再構築に対応出来るだけのスペースを確保しておく。という意味での考慮でしょうか。それとも、取壊し、再建築という意味でしょうか。スペースを確保しておく場合、P40 図4.3芝中ポンプ場の雨水ポンプ能力（既設・今回・将来計画）の3ステップ（計18.917m ³ /秒）までの対応が出来るようにするとの理解で宜しいでしょうか。	取壊し、再構築です。	
120	58	4	6	7	3)	イ	電気棟 将来的な再構築を考慮して鉄骨造とすること。とありますが、P40の図4.3に記載のように、新A棟構築の際は撤去するという認識で宜しいでしょうか。また、今回はA棟のポンプ増設までを考慮し、将来的なB棟の増設までは考慮不要という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
121	59	4	6	7	4)	ア	合流雨水ポンプ棟（A棟） 4.4.6留意事項（土木施設）においては、「常時における土木躯体の構造性能を確認」との記載ですが、建築部分については耐震補強を実施することと土木・建築において考慮する荷重が異なっております。土木・建築の施設含め耐震補強が必要との認識で宜しいでしょうか。	耐震補強は建築部分のみです。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
122	59	4	6	9	5)	ア	建具・サッシ・金属物	鋼製建具は原則として片開き戸とのことですが、資機材の搬出入等で開口が必要であれば、両開き戸も採用可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
123	61	4	6	10	7)		消火設備工事	「本設備は、消防法、建築基準法、危険物の規制に関する政令、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例に該当する消火設備とする。また、詳細については所轄消防署と協議を行い、その指導に従うこと。」とありますが、契約後の協議において提案内容とは違う指導事項が発生した場合への対応は、設計変更対象として認めて頂けますでしょうか。	指導事項の変更理由を鑑み、協議とします。
124	65	4	7				機械設備に関する要件	本ポンプ場と芝中ポンプ場における更新、撤去、流用範囲および取りあい点を確認したいため、それらを明記した機器台帳、フローおよび平面図をいただけないでしょうか。	開示資料をご確認下さい。
125	65	4	7	2	1)	イ	ポンプ形式	「槽外型とすること」とありますが、槽外型として検討した基本設計の資料の提供いただけるという理解でよろしいでしょうか	開示資料（追加分）に示します。
126	65	4	7	2	1)	ウ	ポンプ形式	「ポンプの間欠運転がないよう」とありますが、1日の流入量の時間分布を示したデータの提供いただけるという理解でよろしいでしょうか	開示資料（流入水量実績）をご確認下さい。
127	66	4	7	2	2)	ア	前提条件	「沈砂については洗砂設備へ移送し」とありますが。新ポンプ場内にはホッパ等の貯留設備を設けず、直接洗砂設備へ移送するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	66	4	7	2	2)	ア	前提条件	新ポンプ場のしき搬出用トラックの大きさをご教示いただけますでしょうか。	要求水準書（案）P. 68、表4. 15の搬出車両を参照ください。
129	66	4	7	2	2)	ウ	除塵設備	「缶、びん、木材などの流入があることを考慮の上、～決定すること。」とありますが、想定されている流入物の最大寸法（概略）をご教示いただけないでしょうか。（木材の太さ、長さ等）	最大寸法は不明です。なお、現状の設備において流入物により揺揚機能不全になったことはありません。
130	67	4	7	2	3)	ウ	用水設備	新ポンプ場、洗砂設備への用水として利用可能水量をご教示いただけますでしょうか。	処理水を想定しています。水量について特に制限はありません。
131	67	4	7	3		ア	前提条件	搬入搬出計画及び実績と沈砂およびし渣の性状はお示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。	開示資料（追加分）に示します。
132	67	4	7	3		イ	要求性能	12m ³ /日の中で考慮している沈砂量は他ポンプ場沈砂池や管路施設から搬入される量に加えて本ポンプ場で発生する量（合流0. 06m ³ /日、分流0. 32m ³ /日）が含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
133	68	4	7	3		イ	表4.15 洗砂設備搬入車両・搬出車両の大きさ	「搬出車両」の記載がありますが、これは沈砂、しき用ともに同じ大きさの車両という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	68	4	7	3		イ	要求性能	「洗砂設備に受入れた沈砂は、しきとの分離・洗浄（次亜塩素を添加した洗浄水で洗浄）」とあります。本事業に沈砂洗浄水用の次亜塩素供給設備は含まれますでしょうか。	含まれます。
135	68	4	7	3		イ	洗砂設備	「沈砂搬出先（宇部港東見初広域最終処分場）の受入れ基準」を上回った過去事例がありましたら、発生理由や対処方法を含めてご教示いただけないでしょうか。	受入基準を上回った事例はありません。ただし、有機分（植物の枝葉等）は除くように指示を受けています。
136	68	4	7	3		イ	要求性能	前項の（ア）「前提条件」に、洗砂設備は本市公共下水道の各ポンプ場の除砂設備において除砂された沈砂および除砂設備が設置されていないポンプ場沈砂池や管路施設の浚渫砂を搬入車両から受け入れ、とあります。受入沈砂の性状をご教示ください。	No.131の回答をご参照ください。
137	69	4	7	4	1)	エ	その他留意事項	「停電時においても運転可能」とありますが、停電時の瞬時においても運転継続するという意味ではなく、自家発電設備による復帰後の運転再開可能という理解でよろしいでしょうか。	ポンプ用原動機を内燃機関とし、停電時においても継続運転することを想定しています。
138	69	4	7	4	1)	エ	その他留意事項	燃料タンク容量等を検討するにあたり、考慮すべき雨水ポンプ用原動機及び非常用自家発電機の連続運転時間を御教示いただけないでしょうか。	12時間以上を想定しています。
139	69	4	7	4	1)	エ	その他留意事項	「既設能力等を確認の上」、「既設状況を踏まえた上」とありますが、既設能力を検討した資料を提供いただけないという理解でよろしいでしょうか。	開示資料をご確認下さい。
140	71	4	7	5	1)	ク	その他	躯体コンクリート埋め込み部の配管材質はSUS304となっておりますが、大口径となることが予想される雨水ポンプの吐出管はFCDとすることを認めていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	72	4	8				電気設備に関する要件	本ポンプ場（東部浄化センター）と芝中ポンプ場における電気設備に関して、「更新対象機器」と「撤去対象機器」と「既設流用機器」を具体的に教示願います。	要求水準書（案）及び開示資料をご確認の上、対象機器等を判断して下さい。提案内容により対象機器が変わる部分もあるため、具体的な提示はしません。
142	72	4	8	1	4)		一般事項	停電可能時間とは、東部浄化センター全設備、芝中ポンプ場全設備を停電することができる時間という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
143	73	4	8	2	1)	キ	受変電設備	既設変電設備の機能増設が必要となる場合は、本工事に含まない方針にて頂けますでしょうか。	本工事に含まれます。
144	73	4	8	2	2)	ウ	自家発電設備	「本ポンプ場以外の施設」とは、既設自家発電設備の対象負荷だった施設でしょうか。	ご理解のとおりです。
145	73	4	8	2	2)	ウ	自家発電設備	「本ポンプ場以外の施設」の施設名称および既設自家発電設備の能力検討に必要な情報の提供をお願い致します。	開示資料（追加分）に示します。
146	73	4	8	2	2)	ア	自家発電設備	既設発電装置仕様では875KVAとなっていて、開示資料の過年度設計図書H22年度 芝中ポンプ場再構築基本他実施設計・計画設計07_基本設計検討書（電気設備編）では将来の汚水ポンプも含めて1000KVAとなっています。つきまして、今回汚水ポンプ追加分を考慮するにあたり、既設875KVAの計算書の提示をお願い致します。	No. 145の回答をご参照ください。
147	73	4	8	2	3)	ア	特殊電源設備	遮断機操作電源については、直流電源、交流無停電電源及び特殊電源設備を用いない方式等適切に選定と記載がありますが、記載の方式以外の電源としては商用交流電源しかないと思われます。電源方式は事業者で検討・選定した内容を提案することになると考えますが、商用交流電源以外の方式を選定した場合でも理由が適切であれば要求水準を満足すると考えて良いでしょうか。	特殊電源設備を用いない方式を原則とします。
148	74	4	8	2	5)		計装設備	本事業で水質を測定することは無いと考えますが、水質を削除いただくことは可能でしょうか。	削除します。
149	74	4	8	2	6)	ア	監視制御設備	監視制御装置を管理棟制御室に設けることと記載がありますが、設置する監視制御装置は既設LCDとの位置関係に留意するという記載からLCDタイプと解釈しますが良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	74	4	8	2	6)	イ	監視制御設備	「東部浄化センターからの操作は行わないものとする」との記載がありますが、事業者提案としてデータの一元管理、プラント管理性、監視操作性を向上させるために東部浄化センターから操作可能とする提案は認められるでしょうか。	既存の監視制御装置から操作可能とする提案は認められません。

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
151	74 76	4 4	8 8	2 3	6) 6)	アイ	監視制御設備 監視制御設備	記載内容に相違がないかご確認をお願いいたします。 74ページでは、「本ポンプ場の監視操作を行うための監視制御装置を管理棟制御室に設けることとし、既設LCDとの位置関係に留意した設置計画とすること。」とございますが、76ページでは「東部浄化センター（中央管理室）にて遠方監視操作を行うものとし、遠方監視制御に必要なシステム構成、監視項目、操作項目について検討すること。なお、将来、本ポンプ場から遠方監視操作を行えるように計画すること。」とあります。今回、74ページに記載のある通り、「本ポンプ場の監視操作を行うための監視制御装置を管理棟制御室に設け、そのLCD監視監視制御装置より、芝中ポンプ場の遠隔監視制御を行う」認識でよろしいでしょうか。	本ポンプ場の監視制御装置と芝中ポンプ場の遠方監視装置は、各々設置して下さい。
152	74	4	8	2	6)	ウ	監視制御設備	機能増設は本工事に含まないと記載がありますが、切替工事、設備立ち上げを効率良く進めるために本事業に含み実施することは認められるでしょうか。	認められません。
153	75	4	8	3	2)	イ	自家発電設備	「自家発電設備は更新とし、新たに建設する電気棟に設置する。」と記載されていますが、燃料種別の指定（A重油、軽油、灯油等）はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、地下燃料タンク（既設）を使用する場合は、A重油としてください。
154	75	4	8	3	2)	エ	自家発電設備	「発電機用原動機は地域性、発電機必要容量、運転時間及び維持管理性を考慮し決定すること。」と記載されていますが、原動機仕様（ガスタービン、ディーゼル等）の指定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
155	76	4	8	3	5)		計装設備	本事業で水質を測定することは無いと考えますが、水質を削除いただくことは可能でしょうか。	No. 148の回答をご参照ください。
156	76	4	8	3	6)	イ	監視制御設備	「将来、本ポンプ場から遠方監視操作を行えるように計画すること。」とありますが、時期や内容等について、現時点での見込みをご教示いただけないでしょうか。	現時点で、時期や内容等は未定です。
157	77	4	8	3	7)	ウ	電気工事	地中電路について、耐久性、耐腐食性を考慮し、FEPでの施工を想定していますが、記載の有ります「土・水に接する部分のパドル付埋込管」について、どの部分を想定されていますでしょうか。また、パドル付の部分については、金属を想定されていますでしょうか。	差圧式水位計や温度計のような計測設備を想定しています。パドル付の部分は金属を想定していません。

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
158	78	4	9	1			試運転、性能試験 ポンプ場の水張試験については実施が必要でしょうか。実施の場合、試験水は事業者負担でしょうか。また、水張試験を実施する場合、水張りの方法について指定がございますでしょうか。	募集要項等に示します。なお、水張試験は必要です。また、試験水として処理水（放流水）の使用は可能です。	
159	78	4	9	2			立会検査（現場） 立会検査について、現場立会検査のみ記載されておりますが、機械品、電気品の工場立会検査の有無をご教示願います。	雨水ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備については工場立会を行う予定です。	
160	80	4	10	1	10)		処理場内の雑排水 送水量・流量はいくらでしょうか。	募集要項等に示します。なお、流量は約60m3/日です。	
161	80	4	10	1	10)		仮設ポンプの仕様 機能を補完する流量はいくらでしょうか。	募集要項等に示します。なお、流量は約60m3/日です。	
162	80	4	10	1	12)		解体前の槽内清掃等 槽内の残渣は発注者で撤去された状態での清掃を指しているのでしょうか。	槽内の残渣については、可能な限り市で撤去します。	
163	80	4	10	1	12)		一般事項 「既存設備による槽内排水、清掃作業への協力及び砂等の受入れは市が行う」とありますが、タンク等に残った薬品や油も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	薬品や油は含まれません。	
164	80	4	10	3			既存施設撤去 既存施設撤去において、既設設備との取合い等を含めて撤去範囲を把握するため、責任分界点をご教示いただけないでしょうか。	開示資料等をご確認頂き判断してください。なお、電気設備の撤去範囲については、No.169の回答をご参照ください。	
165	81	4	10	3	1)		既存施設撤去 概算数量等の資料も提供いただけるとのことですが、いつ頃の開示となるかご教示願います。	開示資料（追加分）に示します。	
166	81	4	10	3	3)		既存施設撤去 撤去後の地盤レベルは現況地盤高とのことですが、砕石敷等は不要でしょうか。	不要です。	
167	81	4	10	3	7)		既存施設撤去 撤去する配管・配線類は、既設資料に記載されている配管・配線類の範囲で、との理解でよろしいでしょうか。	既設資料（図面）に記載されているもの以外についても、不要となる配管・配線類の撤去を含みます。	
168	81	4	10	3	7)		既存施設撤去 不要となる配管・配線類は原則として撤去とありますが、所掌不明の配管・配線類は対象外で、撤去に際しては協議の上撤去の可否を決め、それに係る調査・工期・工費含め設計変更対象という認識で宜しいでしょうか。	所掌不明の配管・配線類は、あらかじめ現地確認・協議等により撤去可否をご確認頂き、出来るだけ提案内容に含めて下さい。その上で、追加撤去が必要となった場合は、設計変更対象とします。	

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
169	81	4	10	3	7)	不要となる配管・配線類	対象となる配線・配管を全体図でご提示いただけないでしょうか。	既設図面は開示資料に示すものが全てであり、全体図は提示できません。なお、令和7年度に別工事にて東部浄化センター1・2系水処理施設（最初沈殿池、汚泥ポンプ室、処理水再利用施設、塩素混和池）の電気配線類の撤去及び中央監視室のグラパネ撤去を予定しています。また、洗砂設備について、今回不要となる設備・配線類は全て（3・4系管廊内の動力制御盤・配線等を含む）撤去対象です。	
170	81	4	10	3	8)	仮設切り回し等の対策	対策が必要となる干渉箇所をご提示いただけないでしょうか。	提案内容により変わるため、具体的な提示はできません。	
171	81	4	10	3	13)	特別管理廃棄物	入札時は、対象物がなく、契約後の工事で処理が必要なものが発生した場合には設計変更で対応する認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
172	82	4	10	4	3)	設備の解体や分解	負圧や二重締切構造での養生が必要となる設備をご提示いただけないでしょうか。	現時点では養生が必要となる設備はありません。	
173	82	4	10	4	5)	外部環境との隔離	養生が必要となる作業区域をご提示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。	
174	82	4	10	4	6)	ア	近接施工	対象箇所をご提示いただけないでしょうか。	提案内容によりますが、管理棟や工作室等が想定されます。
175	82	4	10	4	6)	ウ	管理区域	『管理区域』とは、アスベストとダイオキシンが検出された場合のことを指しており、現時点では対象外との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	82	4	10	4	6)	オ	現場事務所	東部浄化センター内の敷地を無償で貸与されるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	82	4	10	5	1)	ア	近隣住民及び事業所対応等	事前に貴市のほうで事業開始に対する承諾は得られていることを前提とした条項との認識でよろしいでしょうか。	本事業はDB方式のため、施工方法及び工程についても事業者の提案となっております。事業説明等が必要な時は市が行いますが、施工に関しての近隣住民への説明、工程調整等については、事業者にて行うこととし、市はサポートする形を考えております。事業者の提案にもよるため、事前に市が個別に承諾を得ることは考えていません。

芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号						項目名	内容	回答案
	頁	章	節	項	目	記号			
178	84	4	10	7	1)	エ	有価物の撤去	鋼材としての処分であり、設備の形状を有する必要はないとの認識でよいでしょうか。設備としての撤去が必要なものはご提示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。設備としての撤去は不要です。
179	84	4	10	7	1)	オ	廃棄物の処理、処分	「PCB を含有する機器類（変圧器、コンデンサ、蛍光灯器具の安定器等）は、PCB の飛散、流失がないように適切な容器に納め、各敷地内の適切な場所に保管し、工事完了後、市に引渡すこと。なお、引渡しに当たっては、調書を作成して、市に提出すること。」と記載されていますが、2023年12月26日公表の実施方針（素案）に関する質問等の回答No. 91において「現時点では、PCBは処分済です。」とご回答いただいています。 その後の調査で撤去する対象施設においてPCBの含有を確認したものとお見受けしますので、対象施設及びPCBの保管場所についてご教示願います。	PCBを含有する機器類があった場合の処理、処分方法を示しています。なお、実施方針（素案）に関する質問・回答No. 89のとおり、現時点ではPCBは処分済です。
180	84	4	10	7	1)	オ	廃棄物の保管処理、処分	PCB含有する該当機器にリストがありますでしょうか。また、保管場所に指定はありますでしょうか。	No. 179の回答をご参照ください。
181	87	5					別紙 1	拡大して閲覧できる電子データをご提供いただけないでしょうか。	開示資料（追加分）に示します。